

第 2 号議案

財産の処分について

下記の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 亀岡市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 16 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

記

1 売払う財産

所在地	地目	面積 (㎡)
亀岡市千代川町今津 3 丁目 1 番 7	宅地	7,775.09
亀岡市千代川町今津 3 丁目 1 番 17	雑種地	4,338.00
亀岡市千代川町今津 3 丁目 6 番 2	宅地	913.86
亀岡市千代川町今津 3 丁目 6 番 38	宅地	197.22
亀岡市千代川町今津 3 丁目 6 番 39	宅地	37.11
合計 (5 筆)		13,261.28

2 売払予定価額 515,029,000 円

3 契約の相手方

所在地 京都市西京区御陵鳴谷 6 番地 5
名称 株式会社 永田工務店
代表者 代表取締役 永田 稔

財産の処分について

1 売払う財産

所在地	地目	面積 (㎡)
亀岡市千代川町今津3丁目1番7	宅地	7,775.09
亀岡市千代川町今津3丁目1番17	雑種地	4,338.00
亀岡市千代川町今津3丁目6番2	宅地	913.86
亀岡市千代川町今津3丁目6番38	宅地	197.22
亀岡市千代川町今津3丁目6番39	宅地	37.11
合計 (5筆)		13,261.28

2 売払予定価額 515,029,000円

3 契約の相手方

所在地 京都市西京区御陵鳴谷6番地5
名称 株式会社 永田工務店
代表者 代表取締役 永田 稔